

2021年4月25日

お客様 各位

税理士法人増田会計事務所
代表社員 増田泰之

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、兵庫県を含む関西3府県に対する緊急事態宣言が25日に発出されました。当事務所の対応につき下記の通り方針を定めましたので、ご連絡申し上げます。お客様におかれましては、社会全体の危機に立ち向かうための処置とのご理解を賜り、よろしくご許容・ご協力いただきますよう、伏してお願いいたします。

記

1. 全体方針

事務所は、職員の時差出勤・テレワーク等を活用することで、これまで同様に営業を続けます。

業務は、極力所内にて遂行し、お客様へのご訪問はやむを得ない案件に限定し、必要最小限の接触に止めて実施いたします。

2. 具体的な行動・作業

お客様の事務所及び当事務所での面会は、原則として自粛させていただきます。

必要な作業は当事務所内で行い、お客様との対話が必要な場合は、原則として電話・メール等で行います。

作業に必要な資料類が当事務所にはない場合は、資料をスキャンしてお送りいただくか、資料を持ち帰るためお客様に出向きます。この場合は、原則として次のとおり行動することといたします。

- ▶ 職員は、マスク着用で伺います。
- ▶ 資料のチェック・スキャン・コピー等持帰りのための作業は、原則として、お客様の従業員の方々との接触を避けるため、可能なら別室を確保いただければ幸甚です。
- ▶ 別室での作業が難しい場合は、滞在時間を原則として30分に短縮するため、事前の資料準備等効率的な作業遂行にご協力いただければと存じます。

TV会議その他のIT利用についてご要望があれば、個別に検討いたします。担当者にご相談ください。

3. ご来訪時のお願い

事務所にお越しの際は、入口にて手指のアルコール消毒及び検温をお願いいたしますので、ご協力をお願いいたします。検温で37.5 以上の場合は、対面での対応を控えさせていただきますので、ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

以上取り急ぎ対応策について、ご連絡いたしました。何分急な対応にて変更等が生じる場合は、ご容赦いただきますようお願いいたします。